

中 小 企 業 融 資 規 程

制 定 平成26年 3 月24日 25経第 213 号
最終改正 令和 8 年 3 月 18 日 7 経創第 690 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、中小企業の事業活動に必要な資金、災害復旧に必要な資金及び事業活動に伴って生ずる公害等を防止するために必要な資金の適正・円滑な供給を確保するため、金融機関並びに長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協調を得て、これらの資金の融通を促進し、もって中小企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げるものをいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第 2 条第 3 項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づく商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）の規定に基づく生活衛生同業組合並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の規定に基づく消費生活協同組合をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体等をいう。
- (5) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。
- (6) 保証貸付け 保証協会が債務の保証をする貸付けをいう。
- (7) 金融機関 県内に店舗を有する信用組合、信用金庫及び銀行、商工組合中央金庫、長野県信用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合をいう。

(制度融資の種類)

第 3 条 この規程の定めるところにより行う融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 小規模企業発展資金
- (3) 経営健全化支援資金
 - ア 経営安定対策
 - イ 特別経営安定対策
 - ウ 防災・災害対策
 - エ 物価高対策
 - オ 関税対策
 - カ 新型コロナ借換向け
- (4) 信州創生推進資金
 - ア 創業支援向け
 - イ 事業承継向け
 - ウ 成長支援向け

- エ 省力化投資向け
- オ 事業展開向け
- カ IT 産業向け
- キ 地域活性化向け
- ク 企業立地向け
- ケ ゼロカーボン・次世代産業向け

(5) 経営改善サポート資金

- ア 通常型
- イ 再生支援強化型

(融資の対象)

第4条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業者等であつて、県内において原則として1年以上継続して同一事業を営み、主として中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種を営むものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、制度融資を利用することはできない。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (2) 保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (3) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
- (4) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (5) その他知事が適当でないと認める者

(制度融資の貸付対象者、資金の使途等)

第5条 制度融資の貸付対象者、資金の使途、貸付限度、貸付条件等は別表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度融資のあっせんを行うことがある。

(借入申込みの手続き)

第6条 制度融資の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて、金融機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）及び信州創生推進資金（成長支援向け）（以下「スピーディー資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、信用保証委託申込書に別に定める書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

(制度融資の決定等)

第7条 知事は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の融資あっせん申込書を受理した場合は、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関に通知するものとする。

- 2 金融機関は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、その結果を直ちに申込者に通知するものとする。
- 3 保証協会は、制度融資の承諾の決定をしたときは貸付（保証）承諾書により、不承諾の決定をしたときは、貸付（保証）不承諾書により知事に通知するものとする。
- 4 保証貸付けでないものについては、金融機関が承諾の決定をしたときは貸付承諾書により、不承諾の決定をしたときは貸付不承諾書により、知事に通知するものとする。
- 5 知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに市町村長に通知するものとする。

(スピーディー資金の融資の決定等)

第8条 金融機関は、スピーディー資金の融資申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、保証協会と相互に協議するものとする。

2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

3 金融機関又は保証協会及び知事は、スピーディー資金の融資の決定のため必要と認めるときは、相互に協議するものとする。

（設備完了届等）

第9条 中小企業者等は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届を知事に提出するものとする。

2 金融機関は、中小企業者等が行うスピーディー資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

（実行状況の報告）

第10条 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付けを受けた者で、別に定める者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）へ計画の実行状況を報告するものとし、認定経営革新等支援機関は、信州創生推進資金の利用に関する報告書により知事、金融機関及び保証協会に報告するものとする。

（貸付原資）

第11条 知事は、制度融資に必要な原資として、一定額を金融機関に預託するものとする。

（保証料）

第12条 保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、年2.65%以下の範囲内で保証協会が別に定める率とする。

2 知事は、第3条第2号から第5号（第3号のイ、第4号のウ及び第5号のイを除く。）までに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を市町村が交付する範囲内で保証協会に交付することがある。

3 知事は、第3条第3号のイ、第4号のウ及び第5号のイに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会に交付することがある。

4 第2項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。

5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

（申込書等の様式）

第13条 この規程に規定する融資あっせん申込書等の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 2 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	資金 使途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担保	保証人	その他
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金					
						貸付	据置	貸付	据置				
中小企業振興資金 県施策の方向性に合 致した認証等を取得 した者（しあわせ信 州創造株）は、一般 株、短期継続融資株、 協調支援株又は経営 者保証不要株の貸付 利率を0.2%引下げ	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者 （一般株）	設備 資金 運転 資金	1億円	5,000万円	年2.40% ただし、貸付 期間が1年 以内のもの については 年2.10%	10年以内 ただし、建 物等につ いては、 20年以内	10年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	6月以内 ただし、 借換につ いては、 1年以内	金融機関の 定めるところによる	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	協調支援型特別保証制度を利用する者（協調支援株）	設備 資金 運転 資金	1億円	5,000万円	年2.00%	10年以内	3年以内	10年以内	1年以内	金融機関の 定めるところによる	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者（短期継続融資株）	運転 資金	—	3,000万円	年2.10%	—	—	1年以内	—	一括返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する者（経営者保証不要株）	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で1億6,000万円 （一般保証8,000万円、経営安定関連保証（4・5号） 8,000万円の合算）	10年以内	10年以内	年2.40% ただし、貸付 期間が1年 以内のもの については 年2.10%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	6月以内 ただし、 借換につ いては、 1年以内	金融機関の 定めるところによる	徴しない	必要となる 場合がある
小規模企業発展資金	創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を利用する者（創業株）	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で3,500万円 （信州創生推進資金（創業支援向け）の合計で5,500万円）	10年以内	年1.20%	10年以内	1年以内 （※）	7年以内	1年以内 （※）	分割返済	徴しない	必要となる 場合がある ただし、ス タートアッ プ創出促進 保証を利用 するものに ついては、 不要	保証貸 付け
	小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円 （既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内）	10年以内	年2.20%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 7年以内	6月以内 ただし、 借換につ いては、 1年以内	分割返済	原則として 徴しない	必要となる 場合がある	保証貸 付け
経営健全化支援資金	経営安定対策	設備 資金 運転 資金	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年2.20%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	1年以内 ただし、 借換につ いては、 2年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	特別経営安定 対策	設備 資金 運転 資金	—	—	年1.90% ただし、貸付 対象者3につ いては年 1.60%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、 借換につ いては、 10年以内	1年以内 ただし、 借換につ いては、 2年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
	防災・災害対策	設備 資金 運転 資金	貸付対象者1～4については は、1億5,000万円 貸付対象者5については、 6,000万円	貸付対象者1～4について は、3,000万円 貸付対象者5については、 8,000万円	貸付対象者 1～4につ いては、年 2.20% 貸付対象者 5につい ては、年1.30%	10年以内 ただし、 土地・建 物等につ いては、 15年以内	2年以内	7年以内	1年以内 （貸付対 象者5に ついては 2年以 内）	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け

経営健全化支援資金	物価高対策	急激な物価高の影響を受け、事業活動に支障を生じている者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.40% ただし、別に定めるものについては年1.30%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け
	関税対策	米国関税措置の影響を受け、事業活動に支障を生じている者又は、生じる恐れのある者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.40% ただし、別に定めるものについては年1.30%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け
	新型コロナ借換向け	経営力強化保証制度を利用する者であって、信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計1億円		年1.70% 1.30%	10年以内	1年以内	10年以内	1年以内	分割返済 ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け
	創業支援向け	次のいずれかに該当する者 1 新規開業予定者又は新規開業者で事業実施のために資金を必要とする者 2 1に該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類Gー情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者	設備資金 運転資金	3,500万円（運転資金、中小企業振興資金との合計で5,500万円）	2,000万円（設備資金、中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円）	年1.20% ただし、別に定めるものについては年1.10%	10年以内	1年以内（※）	7年以内	1年以内（※）	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある ただし、スタートアップ創出促進保証を利用するものについては、不要	保証金 付け
信州創生推進資金	事業承継向け	次のいずれかに該当する者 1 他社が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする者 2 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする者 3 経営承継円滑化法（平成20年法律第33号）の規定に基づく認定を受けた事業承継（予定）者 4 「事業承継」を行おうとする者または「事業承継」を行ってから5年未満の者であって、当該事業の拡大を図ろうとする者 5 事業承継特別保証を利用する者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円 ただし、借換については8,000万円	年1.20%	10年以内 ただし、建物等については、15年以内（貸付対象者5については10年以内）	1年以内	7年以内 ただし、貸付対象者3又は5における借換については、10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある ただし、貸付対象者3のうち別に定めるもの又は5については、不要	保証金 付け
	成長支援向け	次のいずれかに該当する者 1 モニタリング強化型特別保証を利用する者 2 1に加え、売上高10億円突破支援プロジェクトにおける「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している者	設備資金 運転資金	貸付対象者1については、設備資金及び運転資金の合計5,000万円 貸付対象者2については、2億8,000万円	貸付対象者1については、設備資金及び運転資金の合計5,000万円 貸付対象者2については、5,000万円	貸付対象者1については、年1.70% 貸付対象者2については、年1.20%	10年以内	3年以内	10年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け
	省力化投資向け	次のいずれかに該当する者 1 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行おうとする者 2 経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする者 3 AI・IoT・ロボットに関する研究開発・事業展開を行おうとする者又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等により生産性向上を図ろうとする者 4 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.30%	10年以内 ただし、建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け
	事業展開向け	次のいずれかに該当する者 1 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者 2 事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする者 3 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.40%	10年以内 ただし、建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	必要となる場合がある	保証金 付け

IT 産業向け	日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービスを主業として事業を営む者であって、事業発展や拡大を目指す者	設備資金 運転資金	1 億 5,000 万円	5,000 万円	年 1.30%	10 年以内 ただし、建 土地・建 物等につ いては、 15 年以内	1 年以内	7 年以内	1 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
地域活性化 向け	次のいずれかに該当する者 1 事業の拡大又は店舗の移転により商店街の空き店舗に出店しようとする者又は出店後 1 年以内の者 2 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする者 4 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする者 5 「からだに優しい食品」を製造する者	設備資金 運転資金	1 億 5,000 万円	3,000 万円	年 2.00% ただし、貸付対象者 2 のうち別に定めるものの又は貸付対象者 5 については、年 1.70%	10 年以内 ただし、建 土地・建 物等につ いては、 15 年以内	1 年以内	7 年以内	1 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 ICT 産業立地助成金の事業認定を受け、事業施設の新設又は移転等を行おうとする者 3 工業団地内の工場等に新たに 1 千万円以上の設備導入を行おうとする者 4 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備資金 運転資金	貸付対象者 1 又は 2 については、2 億 8,000 万円 貸付対象者 3 又は 4 については、1 億 5,000 万円	貸付対象者 2 については、5,000 万円 貸付対象者 3 又は 4 については、3,000 万円	年 1.70%	貸付対象者 1 又は 2 については、15 年以内 貸付対象者 3 又は 4 については、10 年以内 貸付対象者 4 については、10 年以内 ただし、建土地・建物等については、15 年以内	貸付対象者 1 又は 2 については、3 年以内 貸付対象者 3 又は 4 については、2 年以内	貸付対象者 2 ～ 4 については、7 年以内	貸付対象者 2 ～ 4 については、1 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
ゼロカボー ン・次世代産業 向け	1 別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入後間もない者 2 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行おうとする者	設備資金 運転資金	1 億円 ただし、別に定めるものについては、1 億 5,000 万円	3,000 万円 ただし、別に定めるものについては、5,000 万円	年 1.60% ただし、ゼロカーボンについては、年 1.30%	10 年以内 ただし、建土地・建物等については、15 年以内 また、別に定めるものについては、15 年以内 ただし、建土地・建物等については、18 年以内	2 年以内 ただし、別に定めるものについては、5 年以内	7 年以内 ただし、別に定めるものについては、12 年以内	1 年以内 ただし、別に定めるものについては、5 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
経営改善サポ ート資金	経営サポ－ト会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（再生支援強化型）を利用する者（再生支援強化型） 経営サポ－ト会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する者（再生支援強化型）	設備資金 運転資金 設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で 1 億 5,000 万円（再生支援強化型と特別型の合計で 2 億 8,000 万円。組合は 3 億円）	設備資金及び運転資金の合計で 1 億 5,000 万円（再生支援強化型と特別型の合計で 2 億 8,000 万円。組合は 3 億円）	年 1.70%	15 年以内	1 年以内	15 年以内	1 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け
経営改善サポ ート資金	経営サポ－ト会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する者（再生支援強化型）	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で 1 億 5,000 万円（再生支援強化型と特別型の合計で 2 億 8,000 万円。組合は 3 億円）	設備資金及び運転資金の合計で 1 億 5,000 万円（再生支援強化型と特別型の合計で 2 億 8,000 万円。組合は 3 億円）	年 1.70%	15 年以内	3 年以内	15 年以内	3 年以内	分割返済	必要に応じ て徴する	必要となる 場合がある	保証貸 付け

※スタートアップ創出促進保証を利用する際、原則同時にプロパー融資の実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間 3 年以内